

〳万が一の時に助けてくれる〴〵 社会保険 について

社会保険とは、私たちの生活を保障することを目的とした公的な保険制度です。病気、怪我、失業、労働災害、加齢、介護など、生活の中に潜むさまざまなリスクに備えることができます。一定の条件に該当する人ならば、社会保険に加入することができます。働く人の大半が関わることになる社会保険は、私たちとその家族を守る大切な制度です。自分たちが何の保険に加入しているのか、しっかりと確認しておきましょう。社会保険制度に関して正しく理解し、不明な点があれば、そのままにせず解決しましょう。



【社会保険の手続き方法】

基本的に、勤め先(会社側)を通して社会保険加入の手続きを行うことになります。ただし、それまでに加入していた国民健康保険、家族や自身の健康保険の資格喪失などの手続きは、別途行う必要がありますのでご注意ください。

両親・配偶者の健康保険に加入している方
(扶養に入っている)

現在扶養に入っている両親・配偶者の会社へ連絡
▶扶養から抜けることを伝え、保険証を返却。
加入手続きは、就職先の会社を通じて行います。

●就職した日(入社日)から5日以内に、扶養に入っている両親・配偶者の勤務先が年金事務所へ提出することになっています。「扶養から抜けることを伝える」「保険証の返却」は、就職日が決まり次第、手続きを進めていきましょう!

【社会保険の種類・加入条件・内容】を見てみよう!

加入条件	保険内容
 雇用保険 ①1週間の所定時間が20時間以上 ②31日以上、引き続き雇用される見込みがある	 失業した際、失業給付金やハローワークでの求職支援などを受け取ることができる社会保険の一つです。従業員は「雇用保険被保険者証」で自ら加入の有無を確認できます。「雇用保険被保険者証」は転職先の会社で必要になるので退職の際は必ず会社からもらいましょう。(入社の際にもらう場合もあり)※現在未加入であっても、さかのぼって加入できる場合があります。
 労災保険 加入条件なし「雇用される者全員」	 勤務中・通勤中などに怪我や病気、死亡をした場合に保険給付や保障を行い、働く人を守ってくれる保険です。労災保険の保険料は、全額事業主が負担することになっています。労働者が保険料を支払う必要はありません。
 健康保険 ①70歳未満の常時使用される者 ②1週間の所定労働時間および1月の所定日数が常時使用される者の4分の3以上	 国民全員が加入しなければならない医療保険の一つです。医療サービスなどを3割負担で受けることができます。健康保険は、自分の親族を扶養に入れることができ、扶養に入った親族(例えば妻や子供など)は0円で健康保険に加入できるというメリットがあります。健康保険は、会社で働く人(自分)とその家族の両方に適用されます。
 厚生年金保険 ①1年以上雇用される見込みである ②1週間の所定勤務時間が20時間以上 ③賃金が月額88,000円以上	 サラリーマンなどの会社員や、公務員が加入をする年金制度です。年金は老後に支給されるだけのお金ではなく、老後、障害や死亡のリスクにも対応しています。退職後の生活を支える為(老齢年金)、65歳からお金が支給されます。これらの年金額は、様々な条件で支給額が変わります。
 介護保険 40歳以上の全ての方	 介護保険は「高齢者の介護を社会で支えよう」という目的で作られた国の保険制度です。介護を必要とする状況になったとき、住んでいる市区町村へ申請します。「介護が必要」と認定されると、介護に必要なサービスを利用することができます。

「どうするか」を考えない人に、「どうなるか」は見えない。

—— 野村 克也 (元プロ野球選手・元監督〈ヤクルト・阪神・楽天〉) ——